

## 国立大学法人帯広畜産大学の中期目標・中期計画一覧表

中期目標	中期計画
<p>(前文)大学の基本的な目標</p> <p>ミッション</p> <p>知の創造と実践によって実学の学風を発展させ、「食を支え、くらしを守る」人材の育成を通じて、地域および国際社会へ貢献する。</p> <p>ビジョン</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 恵まれた自然環境を活かしつつ、潤いと活気があり、豊かな人間性を醸成できるような「学びあいのコミュニティ」を創出する。</li> <li>2. 獣医・農畜産融合の視点から、幅広い見識と国際性を有し、実践力のある人材の育成を目指す。</li> <li>3. 生命・食料・環境の分野に関し、地球規模課題の解決に向けて、トップレベルの学術研究拠点となることを目指す。</li> <li>4. 創造的、学際的な実学研究の成果を社会に還元して、地域および国際社会の持続的発展に貢献する。</li> </ol>	
<p>中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中期目標の期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標の期間は、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。</li> </ul> </li> <li>2 教育研究上の基本組織 <ul style="list-style-type: none"> <li>この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部、研究科等及び別表2に記載する共同利用・共同研究拠点を置く。</li> </ul> </li> </ol>	

大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

教育の質の保証と学位の信頼性を確立するために、適切な教育課程編成に基づき、自主性と実践力を備えた人材育成を基本目標とする。

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

(アドミッション・ポリシー)

【学士課程】

生命・食料・環境の分野に関心を持ち、実践的な専門職業人として社会に貢献することを目指す学生を求める。

【大学院課程】

国際的視点に基づいて「食の安全確保」に関する諸問題に関心を持ち、高度専門職業人として行動する意欲のある学生を広く国内外から受け入れる。

(カリキュラム・ポリシー)

【学士課程】

獣医・農畜産融合の視点から、農場から食卓まで生命・食料・環境を科学し、農畜産の幅広い分野で活躍する実践的な専門職業人を育成する。

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

(アドミッション・ポリシー)

【学士課程】

アドミッション・ポリシーで求める学生を受け入れるために、入試機能の見直しを実施するとともに選抜方法等の改善を行う。

【大学院課程】

-1 平成22年度に修士3専攻を改組し、専攻ごとのアドミッションポリシーを設定し、新たな入学者選抜方法を導入する。また、海外から広く学生を受け入れるために秋季入学制度を導入する。

-2 獣医学と農畜産学を融合した実学重視の大学院として、国際通用力を持つ教育機能を強化するため、第3期中期目標期間央までの大学院畜産学研究科の再編成に向けた制度設計を行う。

(カリキュラム・ポリシー)

【学士課程】

-1 アドバンス制に基づいた教育課程を充実させ、多様な入学者に対応した初年次教育を実施する。

-2 シラバスを見直すとともに、GPA等の厳格な成績評価を行う体制を構築する。

-3 獣医・農畜産融合の視点に基づいて、幅広い分野での知識を体系的に修得させる教育方法の改善を行う。

【大学院課程】

獣医・農畜産融合の視点から、実践的な教育を行うことに努め、食の安全確保・生産性向上・環境保全に貢献できる、国際的な視野を持つ高度専門職業人を育成する。

(ディプロマ・ポリシー)

生命・食料・環境に関する幅広い見識と課題解決能力を有した人材を輩出する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

(教職員の配置)

大学のカリキュラムポリシーに基づいて、教職員を配置する。

(教育環境の整備)

幅広い実践的な教育をより推進するために、教育設備の充実と効率的な利用を図る。

(教育の質の向上)

獣医・農畜産融合の基本方針の下、教育の質の向上に資するため教育組織・システムを整備する。

【大学院課程】

- 1 高度な実践的教育を展開するために、社会のニーズの把握に努め、教育課程に反映させる。
- 2 他大学等との連携を図り、社会人のための実践的大学院教育を促進する。
- 3 国際的視野を涵養するために、英語による教育科目を拡充する。
- 4 教育研究施設における国際安全基準認証の取得、実務家教員の雇用等を推進し、国際標準の食品安全マネジメントシステムに関する教育を実施する。
- 5 食品関連企業等との連携を充実するとともに、新たに雇用する実務家教員によるオーダーメイド型実務教育に取り組むことにより、産業界等社会で即戦力となる人材育成を推進する。

(ディプロマ・ポリシー)

厳格な成績評価に基づいて、学位授与を行う。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(教職員の配置)

- 1 獣医・農畜産融合教育の充実をさらに図るために、重点的に教員の配置を行う。
- 2 教職員を柔軟に受け入れ、他の大学等との人事交流を促進する。

(教育環境の整備)

教育設備を総合的に管理運営する体制を構築し、教育環境を充実させる。

(教育の質の向上)

- 1 FD / SD活動を充実させて、教育の質の向上に取り組む。
- 2 教育の成果を検証するため、卒業・修了生及び就職先へのアンケート調

(教育組織)

他大学等との連携を図り、教育課程の多様化と高度化を進めるため、組織整備を行う。

(3) 学生への支援に関する目標

(学生支援の充実)

総合的な学生支援を充実させて、学生の主体的学びを支援する。

2 研究に関する目標

生命・食料・環境の分野において、国際的学術研究拠点としての役割を果たす。

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

(世界的水準の研究推進)

生命・食料・環境に関するフィールド科学的研究を中心とした世界的水準の学術研究を推進する。

査を実施し、その分析結果を教育組織の検証に役立て、必要に応じて整備する。

- 。
- 3 コーネル大学、ウィスコンシン大学との学術交流協定に基づき、平成27年度から招へい外国人研究者による講義、海外教育プログラムの導入等を推進する。
- 。

(教育組織)

-1 獣医学教育を充実させるため、北海道大学との共同教育課程を実施するとともに、山口大学、鹿児島大学との連携教育体制を構築し、欧米水準の獣医学教育実現に向けた取組を行う。

-2 北海道地区の国立大学と連携し、教養教育を充実させる。

-3 北海道地区の国立大学と連携し、入学前の留学生を対象とした準備教育に取り組む。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(学生支援の充実)

-1 学生支援の基本方針に基づき、学生支援体制（授業相談、課外活動、学生相談、健康相談、就職支援など）を構築し、運営する。

-2 社会と連携し、学生の立場に立った学生支援を充実させる。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(世界的水準の研究推進)

-1 食の安全確保に向けてグローバルCOEプログラム「アニマル・グローバル・ヘルス」を中心とした新しい研究領域を創成する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

(研究者の配置)

社会のニーズに対応した研究を行うため、研究組織の柔軟な編成を行い、研究者を適切に配置する。

(若手研究者の育成)

研究の活性化と研究者の世代交代を円滑に進めるため、若手研究者の採用、育成を計画的に進める。

(研究の質の向上システム)

研究の質の向上を図るため、研究戦略に基づいた資源配分を行う。

-2 食の安全確保を目的とする公衆衛生に配慮した食品安全科学的研究を推進する。

-3 家畜生産、動物管理、動物生態に関する生命科学研究を推進する。

-4 畑作・畜産に関する生産性向上、環境保全技術の開発、生物系資源の有効利用に関する研究を推進する。

-5 原虫病研究センターを共同利用・共同研究拠点として充実させ、原虫病研究をさらに推進し、国際共同研究の中核機能を強化する。

-6 獣医・農畜産分野における世界レベルの研究を強化し、その成果を教育に還元するため、世界トップクラスのコーネル大学、ウィスコンシン大学等海外大学から外国人研究者を招へいして国際共同研究を推進する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

(研究者の配置)

-1 研究部門及び学内共同教育研究施設等の組織の見直しを行い、食の安全を多面的に研究する体制を整備する。

-2 世界の食、農畜産、公衆衛生の課題解決に貢献するため、平成27年度にグローバルアグロメディシン研究センターを設置し、コーネル大学、ウィスコンシン大学等からの外国人教員の雇用を推進するとともに、獣医・農畜産融合の国際共同研究担当教員を配属する。

(若手研究者の育成)

-1 教員採用計画を策定し、計画的に若手研究者を採用する。

-2 若手研究者に対し一定の学内プロジェクト研究費を確保し、利用しやすい研究活動環境を提供する。

(研究の質の向上システム)

研究活動に関する評価を実施して、研究費配分や研究組織の編成を行う。

(研究環境の整備)

国際的な研究拠点構築を推進するために、研究環境の充実と効率的な利用を図る。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

(社会への貢献)

社会への貢献や産業界との連携・協力を深めるための体制をさらに充実し、各種の事業を推進する。

(2) 国際化に関する目標

(国際戦略)

「獣医・農畜産学分野での開発途上国支援」と「国際的に活躍できる人材の育成」を国際戦略の中核として、国際化を推進する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標

教職員の質のよいパフォーマンスを持続できるような組織づくりを目指す。

1 組織運営の改善に関する目標

(大学運営の改善)

学内外の意見を考慮して、学長のリーダーシップのもと、大学運営の改善を推進する。

(研究環境の整備)

- 1 研究基盤の国際ネットワークを構築する。
- 2 研究施設・設備および学術情報基盤を整備する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

(社会への貢献)

- 1 「地域共同研究センター」を「地域連携推進センター(仮称)」として再編し、産学民官に幅広く対応できるような連携体制を整備する。
- 2 地域社会からの要望に対して、多様な事業を実施する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

(国際戦略)

- 1 開発途上国に対する技術協力事業を一層充実するとともに、政府の「留学生30万人計画」で提言される各種方策に取り組む。
- 2 国際協力・国際貢献に関する教育プログラムを一層充実するとともに、学生の語学能力の向上を図るための支援を行う。
- 3 世界各国の教育研究機関、行政機関との人的・組織的ネットワークの充実等、国際化を推進するための基盤を強化する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

(大学運営の改善)

- 1 部局の意向を聴取しつつ、教職員の人事を行う。
- 2 各審議機関等のあり方を検証し、必要に応じて見直しを行う。

(業績評価の活用)

教職員の人事は業績評価に基づいて行うとともに、評価結果を人事制度の改善に利用する。

(教職員の多様化と能力向上策)

教職員の構成の多様化と能力向上策を推進する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標

(事務の合理化)

事務組織の効率化・合理化と事務処理の簡素化・迅速化を推進する。

-3 経営戦略の進捗状況と年次計画、予算との相互関係を検証し、その結果を大学運営に活かす。また、学長のリーダーシップの下で、教育研究組織の再編成、学長裁量経費等による学内資源の再配分を推進する。

(業績評価の活用)

教員については、多元的業績評価システム、職員については、勤務業績評価システムにより定期的に評価し、その結果を人事制度の改善に反映させる。また、教員の業績評価に基づく年俸制を平成27年度に導入し、第3期中期目標期間中において全教員適用を目指すとともに、人事・給与システムの弾力化に取り組む。

(教職員の多様化と能力向上策)

-1 教員採用計画を策定し、計画的に女性教員を採用する。

-2 優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大して教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員としての雇用を推進し、若手教員数の比率を25%以上とする。

-3 F D / S D活動を充実させるとともに、専門職の育成・採用を積極的に推進する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(事務の合理化)

-1 事務処理を円滑に進める方法を工夫し、必要に応じて事務組織の見直しを行う。

-2 業務の最適化を図るため、情報基盤の整備を進める。

-3 北海道地区の国立大学と連携し、事務の効率化・合理化のための取組を行う。

<p>財務内容の改善に関する目標 安定した法人経営を推進するために多様な財源の確保を図り、経費の削減策を講じる。</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標 (外部資金・自己収入の増加) 教育研究活動を活性化するため、外部資金など自己収入の増加を目指す。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標 (1) 人件費の削減 (人件費削減) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>(2) 人件費以外の経費の削減 (経費の削減) 業務のコスト意識の涵養と効率化を図り、経費の抑制・削減に努める。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 (資産運用) 経営的視点に立った資産の効率的・効果的な運用を図る。 (知的財産の管理・活用)</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (外部資金・自己収入の増加) -1 大学の研究シーズと社会のニーズをつなぐ機能を充実・強化する。 -2 畜産フィールド科学センター及び動物医療センターを教育研究施設としての機能を充実させ、収入の増加を目指す。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 (1) 人件費の削減 (人件費削減) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、5%以上の人件費削減を行う。さらに「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>(2) 人件費以外の経費の削減 (経費の削減) -1 経費の執行状況を定期的に分析、周知し経費の削減意識の徹底を図る。 -2 エネルギー等の経費の抑制を図る。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 (資産運用) -1 資産(土地、施設、設備)の利用状況を整理し、運用計画を策定する。 -2 設備機器の共同利用を促進し、学外者への利用を推進する。 (知的財産の管理・活用)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



知的財産の適切な管理を行い、その活用を促進する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標  
評価ポリシーに基づいて自己点検・評価を実施する。

教育・研究・社会貢献、財務、学務に関する情報公開を積極的に推進する。

1 評価の充実に関する目標  
(評価システム)

迅速かつ効果的に利用できる評価システムを構築し、自己点検・評価の結果を大学運営の改善に反映させる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標  
(情報公開・発信)

社会的説明責任や透明性確保のため、国民・地域社会に本学の情報を積極的に公開・発信する。

その他業務運営に関する重要目標

安全管理、コンプライアンス体制を定期的に点検し、必要に応じて改善を図る。

1 施設設備の整備の活用等に関する目標  
(学生の視点に立った施設整備)

キャンパスマスタープランに基づき、計画・整備・管理を一元的に行う施設マネジメントを推進する。

ライフサイエンス分野を中心とする技術移転を促進する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置  
(評価システム)

-1 自己点検・評価に必要なシステムを充実させるため、データベースの活用と評価方法の改善を図る。

-2 業務改善及び効率化に当たっては、当事者能力を高めるため「業務改善サイクル」を確立する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置  
(情報公開・発信)

-1 特色ある教育研究活動、社会貢献および管理運営に関する情報発信体制を整備する。

-2 ホームページを利用した国際・地域社会への情報発信を充実する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備の活用等に関する目標を達成するための措置  
(学生の視点に立った施設整備)

-1 学生の視点に立った生活・教育支援のための基盤施設を整備する。

-2 施設・設備の老朽状況を把握し、計画的な予防保全工事や維持管理によ

(環境への配慮)

「環境負荷軽減」に資する資源を積極的に活用するとともに、緑豊かなキャンパス環境の整備・充実を図る。

## 2 安全管理に関する目標

(管理・監視体制)

安全管理に関する啓蒙活動を徹底し、管理・監視体制の整備・充実を図る。

## 3 法令遵守に関する目標

(コンプライアンス)

法令遵守・倫理に関する意識を涵養し、情報セキュリティを含めたコンプライアンスを強化する。

り、機能再生及び施設を整備する。

-3 ユニバーサルデザインに配慮した施設環境整備を推進する。

(環境への配慮)

新エネルギーや循環資源の有効利用、緑の保全など、サステイナブルキャンパス計画を推進する。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(管理・監視体制)

-1 新たな危機事象に対応したマニュアル等の作成、見直しを行う。

-2 法令上の安全措置及び各種実験・実習の安全を確保するため、教員・学生への周知と安全教育の徹底を図る。

## 3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

(コンプライアンス)

-1 社会的信頼の維持と業務運営の公正性を確保するため、コンプライアンスを強化するための対策を実施する。

-2 情報セキュリティポリシーに基づく、情報セキュリティを強化するための情報基盤整備を進める。

予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画  
別紙参照

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額  
7億円

## 2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし。

## 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## その他

### 1. 施設・設備に関する計画

#### 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
	総額	（予定額：百万円）
・小規模改修	132	国立大学財務・経営センター 施設費交付金（132）

（注1） 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2） 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の国立大学財務・経営センター施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な

額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

## 2. 人事に関する計画

### 方針

1. 大学運営の改善、教育の質の改善及び世界的水準の学術研究を推進するため、優秀な人材の確保とその育成、評価システムの更なる充実と活用、効果的な職員の配置及び職員の能力向上を図る。

2. 常勤職員については、大学運営上、適切な人員を確保しつつ、その職員数の抑制を図る。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 12,169百万円

## 3. 中期目標期間を超える債務負担

(長期借入金)

(単位：百万円)

財源	年度						中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
	H22	H23	H24	H25	H26	H27			
長期借入金 償還金 (民間金融 機関)	13	13	13	13	13	13	79	183	262

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

また、単位未満を四捨五入しているため、合計額と一致しないことがある。

#### 4. 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育、研究に係る業務及びその附帯業務の財源に充てる。

別表（収容定員）

別表1 (学部、研究科等)

学部	畜産学部
研究科	畜産学研究科

(連合大学院)

岐阜大学大学院  
連合獣医学研究科参加校

岩手大学大学院  
連合農学研究科参加校

別表2 (共同利用・共同研究拠点)

原虫病研究センター

平成 22 年 度	畜産学部 1,100人 (うち獣医師養成に係る分野 240人)
	畜産学研究科 133人 〔うち修士課程 112人〕 博士課程 21人
平成 23 年 度	畜産学部 1,100人 (うち獣医師養成に係る分野 240人)
	畜産学研究科 133人 〔うち修士課程 112人〕 博士課程 21人
平成 24 年 度	畜産学部 1,100人 (うち獣医師養成に係る分野 240人)
	畜産学研究科 133人 〔うち修士課程 112人〕 博士課程 21人
平成 25 年 度	畜産学部 1,100人 (うち獣医師養成に係る分野 240人)
	畜産学研究科 133人 〔うち修士課程 112人〕 博士課程 21人
平成 26 年 度	畜産学部 1,100人 (うち獣医師養成に係る分野 240人)
	畜産学研究科 133人 〔うち修士課程 112人〕 博士課程 21人
平成 27 年 度	畜産学部 1,100人 (うち獣医師養成に係る分野 240人)
	畜産学研究科 133人

年	〔うち修士課程 112人〕 博士課程 21人
度	

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度～平成27年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	15,598
国立大学財務・経営センター施設費交付金	132
自己収入	5,516
授業料及び入学科検定料収入	4,679
雑収入	837
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	3,946
計	25,192
支出	
業務費	21,114
教育研究経費	21,114
施設整備費	132
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	3,946
計	25,192



[ 人件費の見積り ]

中期目標期間中総額 12,169 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人帯広畜産大学役員退職手当規程及び国立大学法人帯広畜産大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[ 運営費交付金の算定方法 ]

毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

[ 一般運営費交付金対象事業費 ]

「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E ( y - 1 ) は直前の事業年度における E ( y )。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。

「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F ( y - 1 ) は直前の事業年度における F ( y )。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員 ( にかかる者を除く。 ) の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員 ( 役員を含む ) の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

〔一般運営費交付金対象収入〕

「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）

「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

〔特別運営費交付金対象事業費〕

「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔特殊要因運営費交付金対象事業費〕

「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times (\text{係数})$$

$$(2) F(y) = \{ F(y-1) \times (\text{係数}) \} \times (\text{係数}) \pm S(y) \pm T(y) \\ \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

---

E(y)：教育研究等基幹経費（ ）を対象。

F(y)：その他教育研究経費（ ）を対象。

G ( y ) : 基準学生納付金収入 ( )、その他収入 ( ) を対象。

S ( y ) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T ( y ) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U ( y ) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2 . 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B ( y ) = H ( y )$$

H ( y ) : 特別経費 ( ) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する

3 . 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C ( y ) = I ( y )$$

I ( y ) : 特種要因経費 ( ) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

(アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で 1.0%とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

(ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」及び「施設面積調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成 22 年度～平成 27 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	25,343
經常費用	25,343
業務費	20,323
教育研究経費	3,016
受託研究費等	3,502
役員人件費	301
教員人件費	8,528
職員人件費	4,976
一般管理費	2,304
減価償却費	2,716
収入の部	25,343
經常収益	25,343
運営費交付金収益	14,890
授業料収益	3,712
入学金収益	558
検定料収益	114
受託研究等収益	3,502
寄附金収益	252

財務収益	6
雑益	831
資産見返負債戻入	1,478
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

### 3. 資金計画

平成 22 年度～平成 27 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	25,366
業務活動による支出	23,640
投資活動による支出	1,552
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	174
資金収入	25,366
業務活動による収入	25,060
運営費交付金による収入	15,598

授業料及び入学料検定料による収入	4,679
受託研究等収入	3,502
寄附金収入	444
その他の収入	837
投資活動による収入	132
施設費による収入	132
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	174

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。